

議案第 27 号

天理市行政財産使用料条例等の一部改正について

天理市行政財産使用料条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成20年 3 月 6 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

(天理市行政財産使用料条例の一部改正)

第 1 条 天理市行政財産使用料条例(昭和61年 3 月天理市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表中「公衆電話所」の次に「、郵便差出箱」を加える。

(天理市道路占用料に関する条例の一部改正)

第 2 条 天理市道路占用料に関する条例(昭和29年 9 月天理市条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

別表(第 2 条関係)

占用の種類	単位	占用料(円)	備考
第一種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1 本につき 1 年	630	組立鉄柱又はH柱は、2 本とみなす。
第二種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		970	
第三種電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		1,300	
第一種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		560	
第二種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		900	
第三種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		1,200	
その他の柱類		56	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	6	
地下電線その他地下に設ける線類		3	

路上に設ける変圧器		1個につき1年	550	
地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	340	
公衆電話所		1個につき1年	1,100	
郵便差出箱			470	
地下埋設物類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		67	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		340	
	外径が1メートル以上のもの		670	
アーケード		占用面積1平方メートルにつき1年	1,100	日覆を含む。
地下街及び地下室			近傍類似の土地の時価に0.004を乗じて得た額	階数が1のもの
通路	上空に設けるもの		1,000	こ道橋を含む。
	地下に設けるもの		600	
	その他のもの	1,100	橋その他これに類する施設を含む。	

板囲、足場、さく等の工 用施設類				200	
仮設建築物		占用面積 1 平方 メートルにつき 1 月		200	工 事 用 資 材 置 場 、 盤 台 、 露 店 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の
広 告 物 類	看 板	一時的に設け るもの	表示面積 1 平方 メートルにつき 1 月	200	添 加 廣 告 物 を 含 む 。
		その他のもの	表示面積 1 平方 メートルにつき 1 年	2,000	
	ア ー チ	車道を横断す るもの	1 基につき 1 月	2,000	
		その他のもの		1,000	
	広告塔		表示面積 1 平方 メートルにつき 1 年	2,000	
標識		1 本につき 1 年		900	
その他の工作物、物件又 は施設		占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	近傍類似の土 地の時価に 0.014 を乗じ て得た額		倉 庫 、 店 舗 そ の 他 こ れ ら に 類 す る も の
その他前各項により難い 占用			前各項に準じ て市長が定め る額		

(天理市法定外公共物管理条例の一部改正)

第 3 条 天理市法定外公共物管理条例 (平成16年 9 月天理市条例第19号) の一  
部を次のように改正する。

別表 (備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

別表 (第 6 条関係)

区分		単位	占用料 (円)
電柱、電線、 変圧塔、公衆 電話所、郵便 差出箱その他 これらに類す る工作物	第 1 種電柱並びにその支 柱、支線柱及び支線	1 本につき 1 年	630
	第 2 種電柱並びにその支 柱、支線柱及び支線		970
	第 3 種電柱並びにその支 柱、支線柱及び支線		1,300

	第1種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		560
	第2種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		900
	第3種電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線		1,200
	その他の柱類並びにその支柱、支線柱及び支線		56
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6
	地下電線その他地下に設ける線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1,100
	郵便差出箱		470
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	340
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		67
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		340
	外径が1メートル以上のもの		670

通路	上空に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,000
	地下に設けるもの		600
	通路橋及び進入路		230
広告物類	看板(添加広告物を含む。)	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	2,000
板囲、足場、さく等の工事用施設類		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	200
その他前各項により難い占用			前各項に準じて市長が定める額

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。